

市道区域決定に関する告示

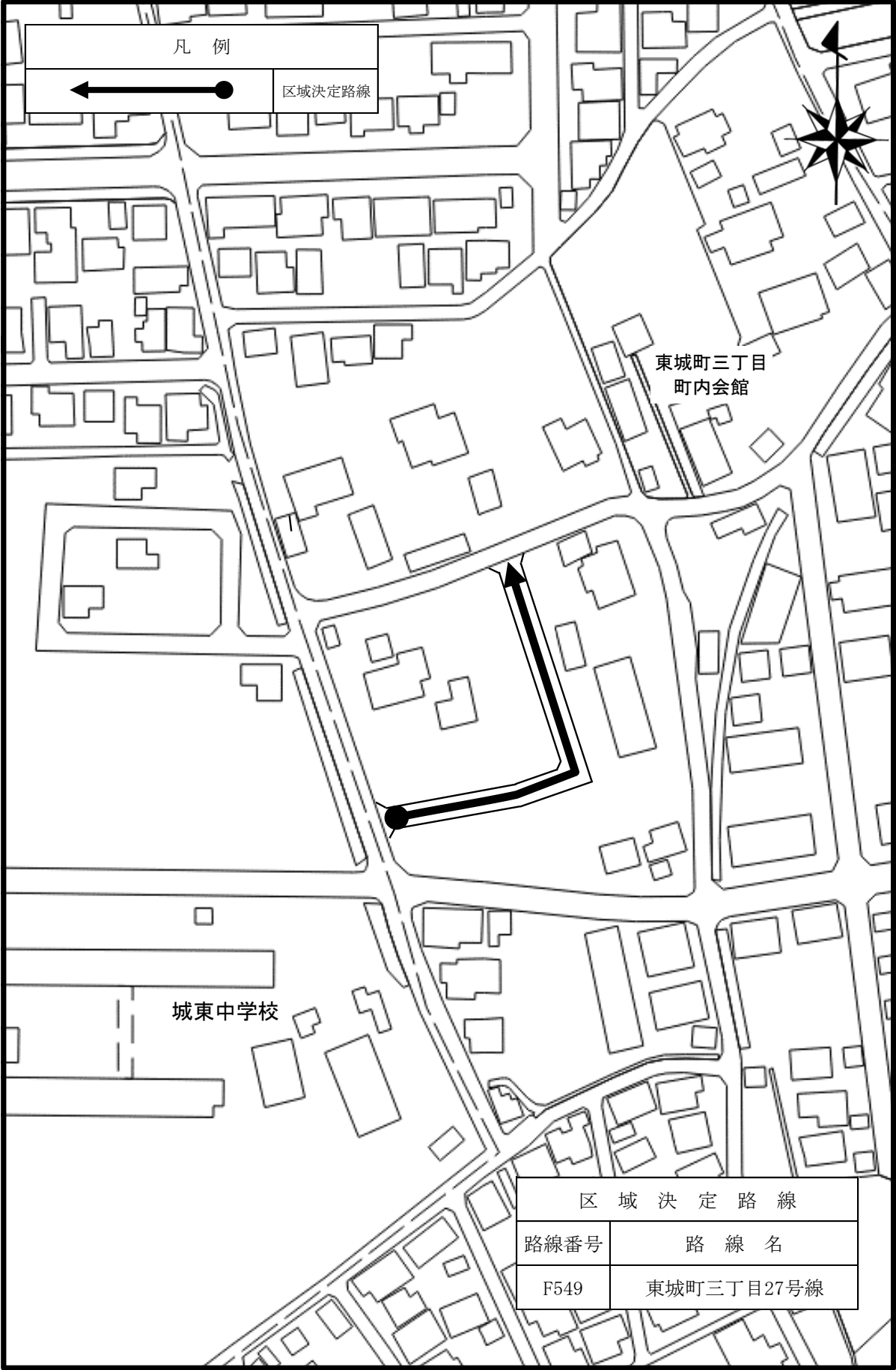
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、
上越市道の区域を次のように決定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、都市整備部道路課において一般
の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 10 日

上越市長 中 川 幹 太

路線番号	道路の 種類	路 線 名	区域決定の区間	敷地の幅員(m) 延長(m)
F 5 4 9	市道	東城町三丁目 27 号線	東城町三丁目 350 番 82 から	6.5~10.9 116.2
			東城町三丁目 350 番 6 まで	
5 1 9	市道	坊金 1 号線	安塚区坊金字向山 1410 番 7 から	7.1~27.1 82.5
			安塚区坊金字向山 1414 番 2 まで	



区域決定路線	
路線番号	路線名
F549	東城町三丁目27号線

